

【発注者指定型の週休2日工事の導入について】

益田県土整備事務所

お知らせ

島根県では令和3年4月から「4週8休相当の休日確保して工事を行うこと」を施工条件とした制度（発注者指定型の週休2日工事）を新たに導入します。

益田県土整備事務所では、令和3年度に以下の①、②とおりに導入します。

- ① 4月1日以降に入札公告する工事予定価格が4千万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の工事
- ② 7月1日以降に入札公告する工事予定価格が2千万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の工事

*原則上記のとおりですが、対象とならない工事（社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事など）もありますので、入札公告でご確認ください。



さらに働きやすい建設現場を目指します (週休2日工事の取り組みを一層進めます)

建設業は、地域の住民の生活に必要な除雪、道路や河川の災害復旧、橋等の維持管理など県民の皆様が安心して生活するための支えとなっています。

島根県では令和3年4月から「4週8休相当の休日を確保して工事を行うこと」を施工の条件※とした制度を新たに導入し、(一社)島根県建設業協会とともに、さらに働きやすい建設業界の環境づくりを目指します。

※ 発注者指定型の週休2日工事

島根県公共工事の週休2日工事を推進するためのスケジュール

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
(H30年10月から実施中) 受注者希望型 (4週6休～8休) 【増額方式】	【減額方式】				
	50%目標	発注者指定型 (4週8休)			改正労働基準法 建設業適用 令和6年4月1日～
		原則、全ての工事を発注者指定型			

- ・週休2日工事とは、工事期間を通して4週8休相当を言い、週2日の休日を取得する完全週休2日とは異なる
- ・受注者希望型とは、契約の後に受注者へ意向確認した上で4週6休～8休の取り組みを行う工事
- ・令和3年度は、県発注工事件数（建築工事は除く）の半数を目標として、週休2日発注者指定型を導入する
- ・令和4年度以降は、県発注工事件数（建築工事は除く）の全てで週休2日発注者指定型を導入する
- ・増額方式：発注時点では週休2日に係る費用を見込まず、休日確保の実績を確認して増加費用を支払う方式
- ・減額方式：発注時点から週休2日に係る費用を見込み、4週8休相当が確保できなければ、見込んだ費用を減じる方式